



発行/松戸市
編集/臨時福祉給付金対応推進本部事務局
〒271-8588 松戸市根本387-5
✉mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp
URLhttp://www.city.matsudo.chiba.jp/
コールセンター☎047-366-8192



高齢者向け給付金 を支給します (年金生活者等支援臨時福祉給付金)

支給対象となる可能性のある人へ 申請書を4月25日(月)から順次郵送します

賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を支給します。

支給対象者

65歳以上で住民税が非課税の人

支給要件 以下の①・②の要件を満たす人

- ①平成28年度中に65歳以上になる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）
- ②平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者
 - 平成27年1月1日に松戸市に住民登録がある人
 - 平成27年度分の住民税が課税されていない人
 - 平成27年度分の住民税が課税されている人に扶養（※）されていない人
※税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。
 - 生活保護を受給していない人

支給額 1人につき30,000円（1回限り）

- 申請書が届いた人でも、支給決定前に死亡する等の理由により高齢者向け給付金を支給できない場合があります。
- 5月中旬以降になっても申請書が届かない人で、2面の「支給対象者診断チャート」により高齢者向け給付金の対象になると思われる場合は、コールセンターまでお問い合わせください（☎047-366-8192）。

申請期限は平成 28 年 7 月 25 日(月) (消印有効) です
※申請期限を過ぎると支給できません

支給対象者診断チャート

スタート

昭和27年4月1日以前に生まれていますか。

いいえ

対象ではありません

はい

平成27年1月1日に松戸市に住民登録がありましたか。

いいえ

平成27年1月1日の住所地へお問い合わせください。
松戸市からは申請書を送付しません。

はい

平成27年度分の住民税は課税されていますか。

はい

対象ではありません

いいえ

平成27年度分の住民税が課税されている人に扶養されていますか。

はい

対象ではありません

いいえ

生活保護を受けていますか。

はい

対象ではありません
※生活保護費の支給により最低限度の生活が保障されています。

いいえ

支給対象となる可能性があります。
4月25日(月)から申請書を順次送付します。

住民税が課税されない所得水準(年収)の目安(非課税限度額)

*松戸市(生活保護基準の1級地)における非課税限度額

例4人家族で、夫が妻と子供2人を扶養している場合は、扶養3人となります。

年金収入のみの場合(65歳以上)	
単身	1,550,000円以下
扶養1人	2,110,000円以下
扶養2人	2,460,000円以下
扶養3人	2,810,000円以下

年金収入のみの場合(65歳未満)	
単身	1,050,000円以下
扶養1人	1,713,334円以下
扶養2人	2,180,001円以下
扶養3人	2,646,667円以下

給与収入のみの場合	
単身	1,000,000円以下
扶養1人	1,560,000円以下
扶養2人	2,060,000円未満
扶養3人	2,560,000円未満

※障がい者・寡婦(夫)・未成年者の場合は、課税されない所得水準の目安が異なります。

※扶養の人数が増えるごとに、上記の所得水準の目安も増えます。

※住民税を未申告の人は、上記の年収の目安で判断してください。上記の目安以上の収入がある場合は、高齢者向け給付金の支給対象外です。

ご注意ください

- 一定の住居を持たない人でいずれの市区町村にも住民票がない人については、平成27年1月2日以降であっても松戸市で住民登録の手続きを行えば申請ができます。
- DV被害者で、他の市区町村から住民票を移さずに松戸市にお住まいの人については、松戸市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

市区町村や厚生労働省などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料等の振り込みを求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合は、すぐに市や警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

松戸市に住んでいる外国人のみなさんへ

2017年3月31日までに65歳以上になる人(1952年4月1日までに生まれた人)で、所得の低い人に「高齢者向け給付金」を支給します。支給要件など詳しくは、コールセンター☎047-366-8192へお問い合わせください。

Attention: Foreign residents who live in Matsudo City

The city of Matsudo will provide an "Elderly Allowance", intended for the low-income residents who are over 65 years of age by March 31st, 2017 (whose birthday is before April 1st, 1952). For more information regarding eligibility, etc., please inquire at the call center on 047-366-8192.

向住在松戸市的各位外国人的通知

针对至2017年3月31日过65岁以上的低收入者(1952年4月1日之前出生的人),由市政府支付“针对老年人给付金”。相关支付条件等详细内容请联系到047-366-8192 咨询中心。

마쓰도시에 거주하시는 외국인 주민 여러분께

2017년 3월31일까지 만65세 이상이 되실분(1952년 4월1일까지 출생하신분)으로 소득이 낮은 분들을 대상으로 '고령자대상 급부금'을 지급합니다. 수급요건 등에 관한 자세한 사항은 047-366-8192 로 문의하시기 바랍니다.

Q&A よくある質問

高齢者向け給付金について

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

Q 平成27年度の臨時福祉給付金と今回の「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の違いは何ですか?

A 平成27年度の臨時福祉給付金は消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として給付されるものであるのに対し、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)は、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い高齢者を支援するために支給されるものです。詳細は厚生労働省の専用ダイヤル(☎0570-037-192)にお問い合わせください。

Q 支給額はどのように決めたのですか?

A 平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前例的位置付けになることも踏まえ、また、厳しい財政状況の下で個人消費の下支えにも資するよう支援を行う観点から、年金生活者支援給付金(満額で6万円)の半年分に相当する3万円としています。詳細は厚生労働省の専用ダイヤル(☎0570-037-192)にお問い合わせください。

支給対象者について

Q 平成27年1月1日に松戸市に住民登録をしていれば全員もらえるのですか?

A 支給対象者(1面参照)のみに支給します。

Q 平成27年1月1日以降に亡くなった人は給付金の対象になりますか?

A 1月1日から支給が決定されるまでの間に亡くなった人は対象になりません。

Q 平成27年1月1日に松戸市に転入しましたが、手続きは1月2日以降にしました。どの市区町村から支給されますか?

A 手続きが1月2日以降でも、転入日が1月1日以前であれば松戸市から支給します。

Q 平成27年1月2日以降に松戸市に転入しました。どうすればいいですか?

A 1月1日に住民登録があった市区町村から支給されるので、転入前の市区町村にお問い合わせください。

Q 平成27年1月1日には松戸市に住民登録があったのですが、1月2日以降に国外へ転出しました。給付金の対象になりますか?

A 日本の国籍がある人は国外に転出した場合でも、要件を満たせば対象となりますので、ご連絡ください。

Q 外国人ですが、給付金の対象になりますか?

A 平成27年1月1日に住民基本台帳に登録されていて、給付金支給決定時に中長期在留者等であり、要件を満たしている人は対象となります。

Q なぜ生活保護受給者は対象外なのですか?

A 生活保護受給者は、生活保護費の支給により、最低限度の生活を保障していることから、支給対象となりません。

申請・受給について

Q 申請書はどこでもらえますか?

A 支給対象となる可能性のある人には、4月25日(月)から申請書を順次自宅に郵送します。

Q 平成27年1月2日以降に離婚して別々に住み始めたのですが、申請書はどこに郵送されますか?

A 松戸市が申請書を作成する時点で住民票が分かれている場合は、それぞれの住所に分けて郵送します。

Q 市役所、支所で申請できますか?

A 市役所、支所での申請はできません。申請書に同封した返信用封筒で郵送するか、申請受付窓口(4面参照)へお越しください。

Q 対象者以外の方が申請・受給できますか?

A 同一世帯の人や法定代理人等(確認書類が必要です)が申請・受給できます。

Q 申請期限までに申請書を提出しなかった場合、給付金は受給できないのですか?

A 申請期限の平成28年7月25日(月)(消印有効)までに申請がない場合、辞退したとみなされます。お早めに申請してください。

Q どのような方法で給付金を受け取るのですか?

A 原則として、申請書に記載された指定口座に入金されます。手数料の本人負担はありません。

Q どんな金融機関の口座でもよいのですか?

A 申請・受給者名義の口座であれば国内の金融機関どこでも利用できます。海外口座は利用できません。

Q 個人ごとに振り込みをしてほしいのですが?

A 世帯単位で支給します。個人ごとに振り込むことはできません。

Q 振り込みまでどれくらい時間がかかりますか?

A 申請受付から2カ月程度かかります。6月中旬頃から順次振り込みます。支給(不支給)決定通知を郵送しますので、ご確認ください。口座確認書類等の不足や記入もれ等があると、再提出をしていただくため、振り込みが遅れることがあります。

Q 税務調査等により、給付金の受給後に支給要件に該当しないことが判明した場合はどうなりますか?

A 全額返金していただきます。申請書で返還する旨に同意していただきます。

申請方法

4月25日(月)から順次送付する高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）申請書に必要事項を記入し、口座確認書類（※）のコピー等の書類をつけて、松戸市へ郵送してください。

郵送 申請書に同封した返信用封筒で郵送してください。

窓口申請を希望する人は下記の申請受付窓口にお越しください。
市役所、支所での申請受付は行っておりませんので、ご注意ください。

※口座確認書類とは

振込先に指定する銀行口座の通帳またはキャッシュカードのコピーのことです。

忘れずに一緒に送ってください！

申請から給付までの流れ

1 申請書が届く

↓ 支給対象となる可能性のある人へ4月25日(月)から申請書を順次郵送します

2 申請書に記入する

↓ 必要事項をみれなく記入し、口座確認書類のコピー等の書類をつけてください
※上記「口座確認書類とは」を参照してください。

3 申請書を提出する

↓ **平成28年7月25日(月)（消印有効）までに、申請書に同封した返信用封筒で郵送**してください
松戸市で審査し、支給・不支給を決定します

給付金が口座に振り込まれる

申請から振り込みまで2カ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

申請書に記入された金融機関の口座に、高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）が振り込まれるとともに、「支給決定通知書」を郵送します
※不支給の場合は、「不支給決定通知書」を郵送します。

問い合わせ先

申請方法に関するお問い合わせ

松戸市高齢者向け給付金コールセンター

☎ 047-366-8192

平日8時30分～17時

✉ mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省給付金専用ダイヤル

☎ 0570-037-192

平日9時～18時

（ただし、4月1日～7月31日は土日祝も開設。）

申請受付窓口

せりざわ
芹澤ビル3階（松戸駅西口）
（平日8時30分～17時）

